

4	<p>第2条について、デジタルファースト原則、完全デジタル化と唱えつつも規定の建て付けが逆ではないか。第1項として書面申請の場合の表が掲げられ、第2項として電子申請等の場合の読み替えが規定されている。第1項の表と第2項の読み替えの表とを、一つの表に統合して示すべきである。その方が、国民にとっても理解しやすい。その際、書面申請よりも電子申請等の場合を優先して扱うべきである。同条第3項と第4項との組み合わせについても同様である。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>規定の正確性、明確性や現行法令との整合性等の観点、また合理化・効率化の観点から、改正案のとおりとします。</p> <p>周知広報にあたっては国民にとって理解しやすいことが大切であり、意見募集時の資料（総括表）等の例により分かりやすい資料を作成等して、周知広報を進めてまいります。</p>	無
5	<p>アマチュア無線局の免許人が、例えば住所だけを変更した場合でも、電子申請ができない場合は免許事項証明書が必要となり、その交付手数料が必要と理解をしました。運転免許やマイナンバーではお金がかからないのでおかしいと思います。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>御意見（免許事項証明書の交付請求手数料が必要となること）については、実費を勘案した額を納める必要があることが、電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和7年法律第27号。以下「改正法」という。）による改正後の電波法第103条第1項第3号において規定されているところであり、本意見募集の対象ではありませんが、次のとおり御理解をお願いいたします。</p> <p>政府全体として、個々の行政手続やこれに関する行政機関の事務が一貫してデジタルで完結する「デジタルファースト原則」を推進しており、電波法に基づく行政手続についても、完全デジタル化（電子申請・免許記録等のインターネット閲覧等）を進めることにより、免許等の交付までの迅速化や、利便性の向上等が実現し、免許人等及び行政機関の双方の業務の更なる迅速化や効率化、コスト削減等が期待されております。</p> <p>こうした背景等の中、改正法に基づき、無線局の「紙の免許状」等を廃止し、免許人等が免許等の内容をインターネットで閲覧できる仕組みを導入することとなりました。</p> <p>今後は、無線局への免許記録の備付けについても、①免許記録のインターネット閲覧を基本として、②免許記録の写しを電子計算機その他の機器に表示する方法や③免許記録の写しを印刷したものを備え付けることによっても、対応できることとしております。電子申請が困難な場合等、これらの備付けの方法をとることができない場合を念頭に、④免許事項証明書の交付を請求し、これを備え付けることができることとしておりますが、免許事項証明書の交付については、実費を勘案した額の手数料を納めていただく必要があるものになります。</p>	無